

「工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算出について」新旧対照表

| 改正後 | 改正前 | 摘要 |
|--|---|---------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 (現行どおり)</p> <p>2 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(2)又は3の(2)で委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。 ①業務価格が1000万円以上の場合は10万円未満切り上げ ②業務価格が1000万円未満の場合は1万円未満切り上げ また、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに①又は②により端数処理した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、基準設定通達の2の測量及び地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切り上げ)とする。 なお、測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切り上げ)とする。地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額(1円未満切り上げ)とする。</p> <p>3 工事費構成費目毎の取扱いについて (現行どおり)</p> | <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(1)又は3の(1)から得た合計額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額(1円未満切り上げ)とする。 ①工事価格が1000万円以上の場合は10万円未満切り上げ ②工事価格が1000万円未満の場合は1万円未満切り上げ</p> <p>2 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(2)又は3の(2)で委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。 ①業務価格が1000万円以上の場合は10万円未満切り上げ ②業務価格が1000万円未満の場合は1万円未満切り上げ また、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに①又は②により端数処理した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、基準設定通達の2の測量及び地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切り上げ)とする。 なお、測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切り上げ)とする。地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(1円未満切捨て)とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額(1円未満切り上げ)とする。</p> <p>3 工事費構成費目毎の取扱いについて (1) 鋼橋製作架設工事 製作工事の間接労務費は「共通仮設費」に含め、工場管理費は「現場管理費相当額」に含めるものとする。 (2) 施設機械設備(用排水ポンプ、水門、除塵設備、水管橋設備、ダム管理設備及び鋼製付属設備)製作据付工事 ア 製作工事の間接労務費は「共通仮設費」に含め、工場管理費は「現場管理費相当額」に含めるものとする。 イ 据付工事の据付間接費及び設計技術費は「現場管理費相当額」に含めるものとする。 (3) 電気通信工事 ア 制作工事の「直接制作費(直接工事費相当額)」は機器価格に10分の6を乗じた額(1円未満切捨て)、「間接労務費(共通仮設費相当額)」は機器価格に10分の1を乗じた額(1円未満切捨て)、「工場管理費(現場管理費相当額)」は機器価格に10分の2を乗じた額(1円未満切捨て)、「一般管理費相当額」は機器価格に10分1を乗じた額(1円未満切捨て)とする。 イ 据付工事の機器間接費は、「現場管理費相当額」に含めるものとする。 (4) 工事に係る委託業務 別紙のとおり</p> | <p>○低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の範囲(上限)の変更</p> |

「工事等に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算出について」新旧対照表

| | |
|---|---|
| <p>4 工事原価及び一般管理費等に加算する額がある場合について (現行どおり)</p> <p>5 異種工事等を一体に発注する場合について (現行どおり)</p> | <p>4 工事原価及び一般管理費等に加算する額がある場合について 工事原価及び一般管理費等に加算する額がある場合については、その内容が「請負工事費の構成費目」(直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費)の何れに該当するかを工事毎に判断し適切な費目に含めて算出すること。</p> <p>5 異種工事等を一体に発注する場合について 異種工事等を一体に発注する場合は、各工事の「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費相当額」及び「一般管理費相当額」の額をそれぞれ集計してから1の額を算出すること。</p> |
|---|---|

○工事等に係る低入札価格調査基準価格 及び最低制限価格の算出について

〔平成14年12月17日 設計第902号
各支庁農業振興部長あて
事業調整課長、設計課長〕

〔沿革〕平成16年3月23日設計第10356号、19年5月22日事調第243号、20年4月22日第138号、21年4月15日第84号、22年3月26日第1219号、24年7月10日第385号、10月2日第638号、26年1月29日第950号、27年10月27日第674号、30年3月28日第1179号、31年4月5日第63号、令和元年10月1日第762号、5年4月11日第65号、6年4月15日第164号改正

このことについて、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続について」（平成14年10月29日付け建情第492号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）及び「工事等に係る低入札価格制度及び最低制限価格制度の基準の設定等について」（以下「基準設定通達」という。）（平成14年10月29日付け建情第493号農政部長、水産林務部長、建設部長通達）により設定を行う農政部所管の発注工事及び工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、次のとおり取り扱うこととし、平成15年1月1日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名選考をする契約から適用することとしたので事務処理を適正に行ってください。

なお、「低入札価格調査制度に係る基準価格及び最低制限価格制度に係る最低制限価格の算出について」（平成12年10月10日付け設計第1054号設計課長通達）は、この通達をもって廃止する。

記

1 工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定

工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(1)又は3の(1)から得た合計額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

①工事価格が1000万円以上の場合は10万円未満切り上げ

②工事価格が1000万円未満の場合は1万円未満切り上げ

2 工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の設定

工事に係る委託業務の低入札価格調査基準価格及び最低制限価格は、基準設定通達の2の(2)又は3の(2)で委託業務の種類ごとに定める設定基準により得た額を次の①又は②により端数処理した額に、100分の110を乗じて得た額とする。

①業務価格が1000万円以上の場合は10万円未満切り上げ

②業務価格が1000万円未満の場合は1万円未満切り上げ

また、一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに①又は②により端数処理した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。た

だし、基準設定通達の2の測量及び地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.1を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

なお、測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額（1円未満切上げ）とする。

3 工事費構成費目毎の取扱いについて

(1) 鋼橋製作架設工事

製作工事の間接労務費は「共通仮設費」に含め、工場管理費は「現場管理費相当額」に含めるものとする。

(2) 施設機械設備（用排水ポンプ、水門、除塵設備、水管橋設備、ダム管理設備及び鋼製付属設備）製作据付工事

ア 製作工事の間接労務費は「共通仮設費」に含め、工場管理費は「現場管理費相当額」に含めるものとする。

イ 据付工事の据付間接費及び設計技術費は「現場管理費相当額」に含めるものとする。

(3) 電気通信工事

ア 制作工事の「直接制作費（直接工事費相当額）」は機器価格に10分の6を乗じた額（1円未満切捨て）、「間接労務費（共通仮設費相当額）」は機器価格に10分の1を乗じた額（1円未満切捨て）、「工場管理費（現場管理費相当額）」は機器価格に10分の2を乗じた額（1円未満切捨て）、「一般管理費相当額」は機器価格に10分1を乗じた額（1円未満切捨て）とする。

イ 据付工事の機器間接費は、「現場管理費相当額」に含めるものとする。

(4) 工事に係る委託業務

別紙のとおり

4 工事原価及び一般管理費等に加算する額がある場合について

工事原価及び一般管理費等に加算する額がある場合については、その内容が「請負工事費の構成費目」（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費）の何れに該当するかを工事毎に判断し適切な費目に含めて算出すること。

5 異種工事等を一体に発注する場合について

異種工事を一体に発注する場合は、各工事の「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費相当額」及び「一般管理費相当額」の額をそれぞれ集計してから1の額を算出すること。

（ 主査（事業契約）
設計積算係 ）